

高松ケーブルテレビの市専用チャンネルの番組放送に伴う契約締結に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成17年12月8日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

高松ケーブルテレビの市専用チャンネルの番組放送に伴う契約締結に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年10月13日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成17年3月29日付株式会社ケーブルメディア四国から提出された見積書及びその月額内訳書（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、平成17年度の高松市専用チャンネルの番組放送費として金20,276,700円の見積書を徴し、何らの根拠もないのにこれを「適当」と判断して契約を締結しているが、その積算内訳も検討せず、金20,276,700円の見積が可能となる仕様書も相手方に提示せず、かつ別紙「月額内訳書」のみを徴

して厳格な積算内訳も提出させずに、いわば掴み金で番組放送に関する違法な契約を締結しているのである。本件契約締結及び履行は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な契約の締結及び履行に該当するものである。そもそも、株式会社ケーブルメディア四国の高松市専用チャンネルは、市民が相当の費用を負担しなければ、その情報を取得することができないものであり、市民の誰でもが特別の費用を負担せずに無料で情報を取得することができる広報紙である「広報たかまつ」とは、その性質が全く異なるものであり、市民への広報媒体としては著しく不適当な媒体であり、このような媒体を利用する必要はないのである。本件公金支出は、違法な契約締結による必要のない公金支出であり、地方自治法第232条第1項の規定に違反する違法な公金支出である。更に、本件公金支出は、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な公金支出である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市(以下「市」という。)の職員が、平成17年度の高松市市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」(以下「市政情報専用チャンネル」という。)の番組制作および放送の業務を代金20,276,700円で株式会社ケーブルメディア四国(以下「会社」という。)に委託する契約(以下「本件契約」という。)を締結し、その代金を支払ったことが、不適当かつ不必要なものとして、違法な契約締結および公金支出に該当するか否かという事項である。そして、その措置請求の内容は、本件契約の締結および当該公金支出につき責任を有する者に対して、損害の補てん等の必要な措置を講ずるよう、高松市長(以下「市長」

という。) に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成17年11月11日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部広聴広報課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取する方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市による広報活動の必要性とその現状

ア 市の広報活動の意義とその必要性

市は、市民の、市民のための、市民による市政を実効あらしめるためには、市の各種施策や市民に密着した情報を広く市民に提供するとともに、市民と市政を結び、市民とのコミュニケーションを図ることが必要不可欠なことであり、それを実現させるために市自体による広報活動が、非常に重要な役割を担っているものと考えており、その必要性を深く認識している。特に、今日のように厳しい行財政状況の中では、施策の推進に当たって厳しい選択を行う一方で、市政への市民参画が強く要請される現状に照らすと、市は、市民に対し、市政運営の考え方や施策・事業等について、適時適切な情報提供に努め、市民との意思疎通を図り、信頼関係の確保に努めていくことが求められており、広報活動が果たす役割は、これまで以上に、今後ますます重要なものになっていくと考えている。

イ 市が行っている広報活動の現状について

市は、市民への情報提供等のため、各種広報媒体を使って、広報活

動を行っており、広報媒体の種類、各広報媒体による情報提供の内容、その実施時期等は、以下のとおりである。

(ア) 印刷媒体による広報

名 称	型 式	発行日・部数	内 容
広報たかまつ	A 4 判 8 頁 6 回 16 頁 18 回	毎月 1 日・15 日 発行 1 回 126,500 部	市政の重要事項，市の各種制度，各種行事等のお知らせ
点 字 広 報	B 5 判 20 頁	毎月 10 日 発行 1 回 100 部	広報たかまつの内容と同じ (点字を解読できる視覚障害者を対象に郵送)

(イ) テレビ放送による広報

区 分	番 組 名	放 送 日 時	内 容
テ レ ビ	西日本放送 高松市政だより	年間 5 回 (5 ・ 7 ・ 9 ・ 11 ・ 1 月 放送) 第 2 日 曜 日 午前 7 : 45 ~ 7 : 59 再放送(その翌日の月曜日) 午前 11:10 ~ 11:24	市政の重要事項を 14 分番組として制作
	山陽放送 高松市政の窓	年間 2 回 (6 ・ 12 月 放送) 第 4 日 曜 日 午前 6 : 15 ~ 6 : 29	市の重要施策等を 14 分番組として制作
	瀬戸内海放送 たかまつ風土記	年間 2 回 (5 ・ 2 月 放送) 第 1 土 曜 日 午前 7 : 15 ~ 7 : 29	市の歴史，文化，風土，産業等を 14 分番組として制作
	O H K わがまち高松	年間 2 回 (4 ・ 10 月 放送) 第 2 日 曜 日 午前 6 : 45 ~ 6 : 59	市民参加により，市政を考えるものを 14 分番組として制作

(ウ) ラジオ・有線放送による広報

区 分	番 組 名	放 送 日 時	内 容
ラ ジ オ	F M 香 川 高松シティ・インフォメーション	毎週金曜日 午前 9 : 25 ~ 9 : 30	各種行事等のお知らせ
	F M 高 松 コミュニティ放送	毎週木曜日 午前 9 : 45 ~ 9 : 59	市の各種制度や行事等のお知らせ

有線	高松市有線放送電話協会	市からのお知らせ	午前 6 : 35 ~ 7 : 00	各種行事等のお知らせ番組で放送時間帯のうち5分間ずつ放送
			毎日 午後 0 : 15 ~ 0 : 25 午後 6 : 45 ~ 7 : 00	

(±) ケーブルテレビによる広報（市政情報専用チャンネル）

	番組名	内容
映 像 番 組	ホットラインたかまつ (約10分：月2回内容変更)	市の制度や行事などを市職員が出演し、わかりやすく紹介する。
	すまいるネット (約10分：月1回)	音楽や演劇など普段の生活の中で、生き生きと活動している市民の様子を紹介する。
	市役所 Q & A (約5分)	市民に市役所の分からないことや聞いてみたいことをインタビューし、職員が答える。
	図書館おすすめ BOOKS (約5分)	季節に関わるテーマやタイムリーな話題を図書館のおすすめ本を通して紹介する。
	見てみ My 高松 (約10分：月2回内容変更 2行事 / 1回)	行事などを市が取材、ナレーションを行い、市民へのインタビューなどを通じて参加者の様子を紹介する。
	快適ライフ / 文化の泉 (約10分：月前半1回)	快適ライフ / 健康・保健情報や防災に関する啓発的な番組 「ハイ！こちら消防局」(消防局)・「保健知(マルチ)ガイド」(保健所)・「健康のすすめ」(市民病院) 文化の泉 / 収蔵品の紹介や文化施設で活動するボランティア団体の様子を紹介する番組 「ホッと・アートギャラリー」(美術館)・「ワク・ワク図書館」(図書館)・「歴史のしおり」(歴史資料館)・「郷土の作家たち」(菊池寛記念館)
	高松訪ね歩記 ～市民リポーターが行く～ (約10分：月後半1回)	市民リポーターが市の制度や施設など、市民にあまり知られていない場所を紹介する。
	高松トピックス & ニュース (約5分)	市主催の各種ミニイベントなどで、「見てみ My 高松」で紹介できなかったものを紹介する。月3回内容変更。
	市広報番組再放送 (15分)	本放送の翌月に「市政だより」「たかまつ風土記」「市政の窓」「わがまち高松」を放送
	情報ひろば PART1, PART2(約5分×2：月2回内容変更)	イベント・募集情報を映像や写真とともにナレーションで紹介する。
	市民びでお	市民からの応募ビデオを放送
	視聴覚ライブラリー	市で所有・制作した啓発用ビデオを放送
市民フォトギャラリー (約2～5分)	市民から写真を募集し、コメントとともに紹介する。	

	市民招待席（土・日曜日）	文芸講座（菊池寛記念館主催）、コンサートなどを放送（1日2回）
	その他（随時）	市議会特別番組（西日本放送）、市議会中継（CMS）の放送・再放送
文字情報	随時更新	<ul style="list-style-type: none"> ・休日当番医 ・ボランティア情報（ボランティア求む、ボランティアできます） ・相談いろいろ ・イベント情報 ・高松市からのお知らせ（手続き、制度概要、啓発情報など）

市民がいつでも市政情報を得られるよう、高松ケーブルテレビ5チャンネルを市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」として開設し、平成12年8月1日から放送を開始した。

内容としては映像と文字を組み合わせた2時間の番組を24時間放送する。

また、緊急災害時には、このチャンネルで緊急情報をパソコン入力により番組割り込み情報として放送できるシステムを導入している。

(オ) その他の媒体による広報

名 称	型 式 名	制作本数等	内 容
声 の 広 報	カセットテープ （往復60分用）	毎月1回発行 1回100本制作	点字が解読できない視覚障害者を対象に郵送
も っ と 高 松 N A V I	テレホンブラウザシステム	情報内容 市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAVI」の情報	「もっと高松NAVI」の情報を音声化し、電話で聞けたり、FAXで情報を簡単に取り出すことができるシステム

(カ) インターネットによる広報

市ホームページ「もっと高松」を開設し、市政全般にわたる情報提供を行うとともに、携帯電話への情報提供、各種申請書等のダウンロードサービスなどを実施している。

ウ 市の広報活動における市政情報専用チャンネルの比重とその効用

市は、前記(1)のイで示したとおり、広報活動を行うに当たり、各種広報媒体を使用しているが、平成17年度広報費予算額に占める市政情報専用チャンネルに係る経費の割合は、約13.7%となっている。

市政情報専用チャンネルは、テレビの特性を生かし、市の制度や施設、行事などをわかりやすく紹介するとともに、地域に密着した身近な生活情報を中心に、随所に市民の表情も伝えるほか、「市民びで」や「市民フォトギャラリー」といった市民自らが制作した番組も放映するコーナーなどを設けることで他の広報媒体よりも市民と行政の双方向による広報活動が可能である。また、何時でも好きな時間に情報が得られるとともに、災害などの緊急時には、市から速やかに緊急情報が放映できるシステムとなっており、即時性を有するものであるとしている。

(2) 市政情報専用チャンネルを運営している会社の概要および市との関係について

ア 会社設立の経緯等と市の出資について

会社は、高度情報化社会の情報基盤構築のため、地元企業8社による出資のもと、平成7年4月6日に設立され、平成8年10月1日に有線テレビジョン放送事業を開始している。所在地は、高松市番町一丁目6番8号で、事業内容は、有線テレビジョン放送事業および電気通信事業であり、平成17年3月31日現在における資本金は20億円、従業員数は34人である。また、有線テレビジョン放送の受信料は、再送信契約の場合、当初必要な引き込み費用を除けば、月額840円である。

市は、会社に対して、平成8年9月28日に1,000万円を出資しているが、当時、会社が行う都市型有線テレビジョン（以下「ケーブルテレビ」という。）事業は、高度情報化社会の到来に向けて、重要な都市基盤の一つとなっており、第3次高松市総合計画の中で主要課題の一つとして掲げられた「情報化・技術革新の進展と産業の活性化」に対して、大きな役割を果たすものと考えられたことから、出資することを決定したものである。

その後、市は、会社が行うケーブルテレビ事業のエリア拡大により市内での視聴エリアが拡大するとともに、地域における情報提供や広報媒体として有効活用できること、また、双方向データ通信機能を有

していることなど地域に密着したメディアであり，地域情報基盤整備を促進することは，地域の活性化や市民生活の向上をより一層充実していく上で，重要であると考え，平成11年4月8日に4,000万円を追加出資している。なお，平成17年3月31日現在において，市の会社に対する出資比率は，2.5%となっている。

イ 市内におけるケーブルテレビの加入件数と加入率の推移

市内におけるケーブルテレビの加入件数と加入率をしてみるに，平成9年3月31日の時点では，加入件数が5,516件で，市内全世帯数に対する加入率は4.4%であったが，平成17年3月31日現在での加入件数は，51,395件で，加入率は37.5%と着実に増加しており，今後もさらに増加することが予測されている。

ウ 広報媒体としての会社の有用性

市は，前記(2)のアおよびイで示したとおり，ケーブルテレビが，地域における情報提供や広報媒体として有効活用でき，双方向データ通信機能を有していることなど地域に密着したメディアであり，高度情報化社会の到来に向けた重要な都市基盤の一つであるとして，市内におけるケーブルテレビの唯一の事業者である会社に出資していることから，この会社を第三セクターとして極めて公共性の高い事業者であるとし，その有用性を認めるとともに，ケーブルテレビの加入件数も年々増加していることなどから，会社が運営するケーブルテレビを市の広報活動における広報媒体の一つとして活用しているものである。

エ 市による市政情報専用チャンネルの使用概要とその効用

市は，平成8年10月から，会社が運営するコミュニティチャンネルにおいて，毎日，朝・昼・晩の3回，市の広報番組2本を放送していたが，市民にできるだけ多くの市政情報を提供するとともに，市民がいつでも好きな時に情報が得られるようにするため，平成12年8月から，市政情報専用チャンネルを設けて1日24時間放送を実施しており，その内容等は，前記(1)のイの(±)で示しているとおり，映像番組としては，「ホットラインたかまつ」ほか15番組を，また，文字

番組としては、休日当番医などの情報を放映し、映像と文字を組み合わせた2時間単位の番組を繰り返し放送している。

そして、市政情報専用チャンネルを市の広報活動における広報媒体の一つとして活用している効用について、市は、既に(1)のウで示しているとおり、市民と行政の双方向による広報活動といった観点や、何時でも好きな時間に情報が得られるとともに、即時性を有した広報媒体であることから鑑みて、効果が高いものであると考えている。

オ その他の市と会社の関係について

市は、会社に対して、前記(2)のアで示した出資以外に新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金を交付しているが、同補助金は、国の電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第2条に規定する「国が都道府県又は市町村に対し、地域・生活情報通信基盤高度化事業に要する経費の一部補助を行うことにより、電気通信格差の是正を図ること」を目的としてなされるものであり、同要綱第3条では、地域・生活情報通信基盤高度化事業の一つとして、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業が掲げられている。そして、その「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業とは、地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するための施設及び設備の設置の事業であって、市町村又は第三セクター法人が行うもの」とされており、市は、これらの規定に基づき、会社が第三セクター法人であり、かつ、その行う事業についても同要綱が規定する補助金交付の要件を満たすものであることから、平成11年度から15年度にかけて、同補助金を交付している。

そして、その間、会社は、インターネットの施設整備をはじめ、ケーブルテレビの視聴エリア拡大のための整備等を行い、より多くの市民への情報提供を目指すとともに、地域の情報化および情報通信格差の是正を図ってきており、平成17年3月31日現在において、下笠居地区の一部、十河・西植田・東植田地区、女木・男木町を除く地域でのケーブルテレビの視聴が可能となり、事業対象エリア内全世帯における視聴可能世帯数の割合は、約91.1%となっている。

(3) 市と会社との間で平成17年度の本件契約を締結するに至った経過

ア 本件契約に係る業務内容の決定および仕様書について

市は、平成17年度の本件契約を締結するに当たり、その業務内容について、各放送番組名、内容、形式、番組時間、更新回数等を決定し、高松市契約規則（以下「契約規則」という。）第18条第2項に規定する「その他見積りに必要な事項」である仕様書を作成し、また、その仕様書を補足する資料として、具体的な業務内容を定めた「市政情報専用チャンネルの内容（平成17年度）」を作成した。

イ 本件契約に関する予定価格の設定および見積徴取業者の選定について

市は、本件契約に関する予定価格の設定について、契約規則第18条第1項の規定に基づき、本件契約が、毎年、反復して行われるものであることから、前年度における予定価格や契約金額、また、平成17年度における番組制作の方法や放送回数等について検討した上で、予定価格を設定した。

また、市は、見積徴取業者の選定について、既に前記(2)で示したとおり、対象業者が、市も出資している市内で唯一のケーブルテレビ事業者である会社に限定され、会社を利用すれば、市政をPRするとともに市民に対して市政の理解を得るため、より地域に密着した番組を制作できることなどの理由により、地方自治法施行令（以下「法施行令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約方法としては、会社との一者随意契約とすることとし、それに伴い、見積徴取業者も会社のみとなったので、これと上記予定価格とともに、平成17年3月29日付け市長決裁により決定した。

ウ 見積金額の検討および本件契約締結とその契約内容について

市は、前記(3)のイで示した平成17年3月29日付け市長決裁において、予定価格および見積徴取業者を決定するとともに、見積説明の日時場所を平成17年3月29日午前10時から広聴広報課で、また、見積の日時場所を同日午後1時から同課で、それぞれ行うことを決めた。

そして、市は、平成17年3月29日に開催した見積説明会におい

て、前記(3)のアで示した放送内容や数量等を記した仕様書を会社へ提示するとともに、仕様書を補足する資料として、「市政情報専用チャンネルの内容（平成17年度）」も提示し、仕様書および同資料を基に、各放送番組名・内容・形式・番組時間・更新回数等の具体的な内容の説明を行った後、見積書の提出を求め、同日付けで会社から見積書が提出された。市は、その提出された見積書について、内容を審査し、予定価格との比較検討を行うとともに、見積書と一緒に提出された月額内訳書について、前記(1)のアの(イ)で示した他の広報媒体であるテレビ放送における14分の広報番組の制作・放送金額、会社における一般通常番組の放送金額および他都市のケーブルテレビによる広報番組の制作・放送金額との比較検討をした結果、見積金額が安価で、適切であると判断し、平成17年4月1日付けで契約書を締結した。

その契約内容は、市政情報専用チャンネルにおいて、会社が市職員の企画した番組内容に基づき、収録・編集等を行って制作する委託番組、市職員が番組の企画から収録・編集までを行って制作する自主番組および持ち込みによる映像番組ならびに市から提供する文字情報をもとに会社において文字入力を随時行う文字番組を適宜組み合わせた2時間単位の番組を編成し、これを繰り返し24時間放送し、これに対して、市が、その代金合計20,276,700円を会社に支払うというものである。

なお、その契約金額の支払方法は、月払としており、会社が制作した番組について放送前に試写を行うなど、市職員がその月の業務を前述した契約内容に沿って履行されているかどうか確認した後、契約金額の12分の1の額を適法な請求のあった日から30日以内に支払うこととしている。

(4) 本件契約に関する市の諸規定と本件契約締結の適法性に関する市の認識について

市は、市政情報専用チャンネルの番組制作および放送の業務委託について、会社と本件契約を締結するに当たり、その契約方法を随意契約としている。市など地方公共団体の契約締結については、法第234条が、

一般競争入札によることを原則としているものの、同条第2項は、政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約によることができる旨規定し、これに基づいて制定された法施行令第167条の2第1項第2号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」には、随意契約によることができる旨規定しており、契約規則第17条の2および第18条の規定は、一定の条件に該当する場合は、随意契約によることができることとしている。そして、前記(3)で示したとおり、会社は、市内で唯一のケーブルテレビ事業者であり、市も相応の出資をしているため、市政をPRするとともに市民に対して市政の理解を得る手段として活用することは適切であり、より地域に密着した番組を制作できることなどの理由により、法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、会社との一者随意契約により契約を締結したものであり、契約規則第18条の規定に基づき、予定価格を設定した上、仕様書を作成して見積説明会時に会社に提示するなど適正な手続をとっているため、市としては、本件契約に関する事務処理は関係諸規定に基づく適法なものであり、何ら問題が生じるものではないとしている。

2 監査委員の判断

(1) 市が、広報活動の一つとして、会社に市政情報専用チャンネルの番組制作・放送を発注すること自体の必要性について

請求人は、市政情報専用チャンネルは、市民が相当の費用を負担しなければ、その情報を取得することができないものであり、無料で情報を取得することができる「広報たかまつ」とは、その性質が全く異なり、市民への広報媒体としては著しく不適当な媒体であり、このような媒体を利用する必要はない旨主張しているため、まず、この点について検討する。

市は、既に「監査により認められた事実」の(1)および(2)で明らかとなっており、広報活動は、市の各種施策や市民に密着した情報を適時適切に提供するとともに、市民と市政を結び、市民とのコミュニケーションを図るために必要・不可欠なものであり、市政運営を円滑に進めていく上で、

非常に重要な役割を担っているものと考え、各種広報媒体を利用して幅広い広報活動を行っており、その一つとして、ケーブルテレビ（市政情報専用チャンネル）による広報を行っているものである。確かに請求人が主張するように市政情報専用チャンネルから情報を取得しようとする場合には、市民においても相応の費用を負担しなければならないことになるが、その費用は、当初必要な引き込み費用を除けば、月額金840円のみであり、過重な負担とは考えられず、各種広報媒体のうちの有線放送やインターネットについても相当の自己負担が必要であることを考えると、相応の負担として認容されるものと思料する。その一方、市政情報専用チャンネルについては、その特性として、市民と行政の双方向による広報活動といった観点や、何時でも好きな時間に情報が得られるとともに、災害時などの緊急時における即時性を有していること、電波障害地域における情報通信基盤としての役割も果たしていることなど印刷媒体である「広報たかまつ」にはない機能を有する効果的な広報媒体であり、その費用負担にも増して大きい効用が認められ、かつ、平成17年3月31日現在において、市内におけるケーブルテレビの加入件数は51,395件で、市内全世帯数に対する加入率は37.5%と多くの市民に普及しており、既に広く市民に認知されている有用な広報媒体であることは明らかであり、決して不適當・不必要な媒体とは言えず、この点に関する請求人の主張には理由がない。

そして、市政情報専用チャンネルは、印刷媒体による「広報たかまつ」やテレビ・ラジオなどの放送媒体による広報と有機的に相互補完機能を有し、「監査により認められた事実」の(2)のウおよびエに示したとおり、有用な役割を果たしていることは明らかであるので、その必要性は十分に認められ、これを不必要とする請求人の主張も理由がないものと判断する。

(2) 本件契約締結手続の合法性および相当性について

ア 次に、請求人は、本件契約を締結するに当たり、見積りが可能となる仕様書を提示せず、かつ、月額内訳書のみを徴して厳格な積算内訳も提出させないで、いわば掴み金で契約締結したことは、違法がある

旨主張しているのです、その点について検討する。

「監査により認められた事実」の(3)のアおよびウで明らかとなり、市は、本件契約に係る業務内容を決定し、契約規則第18条第2項に規定する「その他見積りに必要な事項」である仕様書を作成しているが、その内容については、各放送番組についての詳細な内容や番組時間等の記載がない具体性を欠いたものが見受けられる。しかし、市は、その仕様書を補足する資料として、各放送番組名、内容、形式、番組時間、更新回数等の具体的な業務内容を定めた「市政情報専用チャンネルの内容(平成17年度)」を作成した上で、これを仕様書とともに見積説明会時に会社に提示している。そして、市と会社は、平成12年度から毎年、反復して本件契約と同旨の契約を交わしており、契約締結の当初から制作を依頼する番組内容の詳細までは決められないという契約の特異性があることは双方ともに十分認知しているところであるので、上記仕様書とこれを補足する上記資料をもってすれば、見積金額の積算が十分に可能であると考えられ、特段の問題は生じない状況にあったことが認められる。

一方、市は、会社から提出された見積書について、その内容を審査し、予定価格との比較検討を行うとともに、見積書とともに提出された月額内訳書については、他の広報媒体であるテレビ放送における14分の広報番組の制作・放送金額、会社における一般通常番組の放送金額および他都市のケーブルテレビによる広報番組の制作・放送金額とを比較検討し、その結果、見積金額が安価で適切であると判断していることなどから、見積書および月額内訳書以外のさらなる積算内訳書を提出させるまでもないと判断し、本件契約を締結しているのです、何ら問題は認められず、請求人の主張に理由はない。

イ そして、本件契約における予定価格の設定および見積徴取業者の選定の当否について、検討する。

市は、「監査により認められた事実」の(3)のイに示したとおり、契約規則第18条第1項の規定に基づき、本件契約が、毎年、反復して行われるものであることから、前年度における予定価格や契約金額、ま

た，平成17年度における番組制作の方法や放送回数等について検討した結果，予定価格を設定し，また，見積徴取業者の選定については，「監査により認められた事実」の(4)に示したとおり，会社は，市も出資している市内で唯一のケーブルテレビ事業者であり，市政をPRするとともに市民に対して市政の理解を得るため，より地域に密着した番組を制作できることなどの理由により，法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき，本件契約の契約方法を会社との一者随意契約とし，それに伴い，見積徴取業者を会社のみとすることとし，いずれも平成17年3月29日付け市長決裁により決定しているが，以上の事務処理手続きは，関係諸規定に基づき，適法かつ相当に行われており，何ら違法・不当なものは認められない。

(3) 本件契約内容とその履行の適法性および相当性について

市は，「監査により認められた事実」の(3)のウで明らかなどおり，本件契約内容は，市政情報専用チャンネルにおいて，会社が市職員の企画した番組内容に基づき，収録・編集等を行って制作する委託番組，市職員が番組の企画から収録・編集までを行って制作する自主番組および持ち込みによる映像番組ならびに市から提供する文字情報をもとに会社において文字入力を随時行う文字番組を適宜組み合わせた2時間単位の番組を編成し，これを繰り返し24時間放送し，市がその代金合計20,276,700円を支払うというものであり，その契約金額の支払方法は，契約金額の12分の1の額を各月の業務の履行確認後，適法な請求のあった日から30日以内に支払うということとなっており，その契約内容と履行に関する事務処理については，特に何らの問題も認められず，適法かつ相当であると判断する。

(4) 本件契約の締結およびそれに伴う公金支出における法第232条第1項および法第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無について

最後に，請求人は，本件契約の締結およびそれに伴う公金支出が法第232条第1項および法第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反しているので，本件契約は違法であり，それに基づ

く支出は公金の違法な支出である旨主張しているので、検討する。

請求人が主張する法第2条第14項および法第232条第1項ならびに地方財政法第4条第1項は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないという趣旨を規定したものであるところ、本件契約締結およびそれに伴う公金支出は、前述までで明らかとなっており、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に積算した最小の経費で最大の効果をあげているものであり、前記各規定に違反する点は何ら認められず、違法・不当なものとはいえない。また、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がなく、失当である。

よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第33号

高松ケーブルテレビの市専用チャンネルの番組放送に伴う契約締結に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成17年12月8日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

高松ケーブルテレビの市専用チャンネルの番組放送に伴う契約締結に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年10月13日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成17年3月29日付株式会社ケーブルメディア四国から提出された見積書及びその月額内訳書（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、平成17年度の高松市専用チャンネルの番組放送費として金20,276,700円の見積書を徴し、何らの根拠もないのにこれを「適当」と判断して契約を締結しているが、その積算内訳も検討せず、金20,276,700円の見積

が可能となる仕様書も相手方に提示せず，かつ別紙「月額内訳書」のみを徴して厳格な積算内訳も提出させずに，いわば掴み金で番組放送に関する違法な契約を締結しているのである。本件契約締結及び履行は，地方自治法第242条第1項に規定する違法な契約の締結及び履行に該当するものである。そもそも，株式会社ケーブルメディア四国の高松市専用チャンネルは，市民が相当の費用を負担しなければ，その情報を取得することができないものであり，市民の誰でもが特別の費用を負担せずに無料で情報を取得することができる広報紙である「広報たかまつ」とは，その性質が全く異なるものであり，市民への広報媒体としては著しく不適当な媒体であり，このような媒体を利用する必要はないのである。本件公金支出は，違法な契約締結による必要のない公金支出であり，地方自治法第232条第1項の規定に違反する違法な公金支出である。更に，本件公金支出は，地方自治法第2条第14項，地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な公金支出である。

よって，本件請求人は，高松市監査委員が，上記の違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか，その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては，従来の監査委員の制度は全く機能しておらず，信用できないので，個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は，高松市の職員が，平成17年度の高松市市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」の番組制作および放送の業務を代金20,276,700円で株式会社ケーブルメディア四国に委託する契約を締結し，その代金を支払ったことが，不適当かつ不必要なものとして，違法な契約締結および公金支出に該当するか否かという事項である。

第3 市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。